

天久(3)地区急傾斜地崩壊危険区域指定 及び土砂災害警戒区域等指定に係る説明会

日時: 令和2年11月5日(木) 午後7時00分～
場所: 曙小学校 ミーティングルーム

主催: 沖縄県南部土木事務所 計画調査班
進行: 那覇市総務部 防災危機管理課

会次第

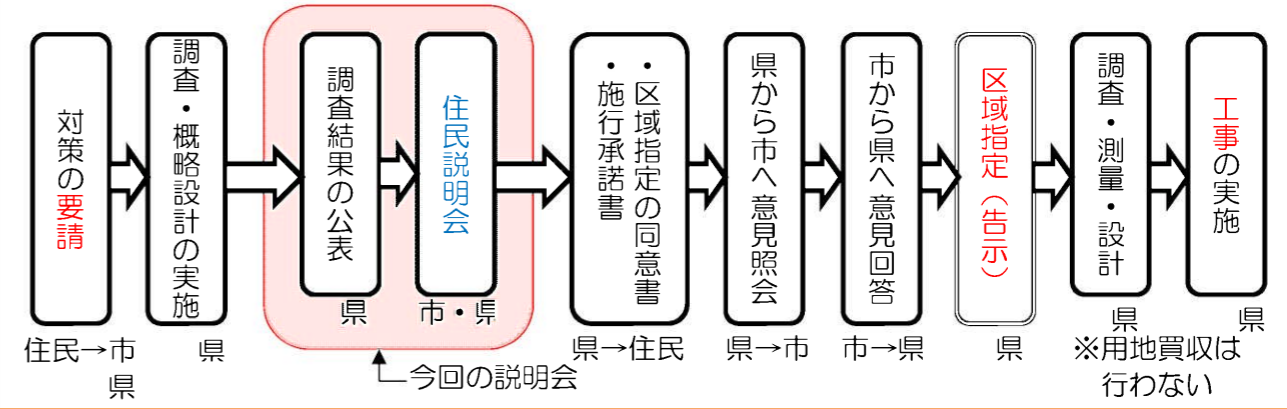
1. 開会あいさつ 那覇市 防災危機管理課長
2. 事業者あいさつ 南部土木事務所 計画調査班長
3. 区域指定の概要説明 南部土木事務所 計画調査班
 - ①急傾斜地崩壊危険区域指定
(図面閲覧・質疑応答)
 - ②土砂災害警戒区域及び特別警戒区域指定
(図面閲覧・質疑応答)
4. 閉会

・説明会の趣旨

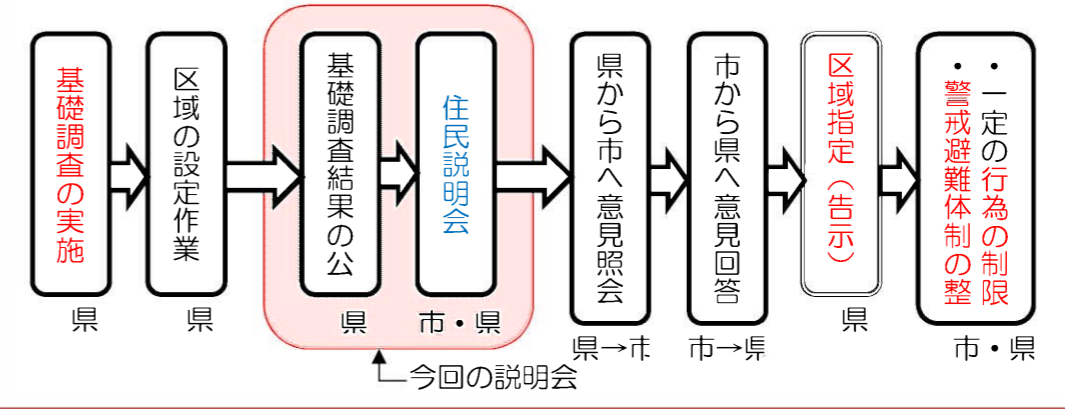
①急傾斜地崩壊危険区域指定
那覇市天久地区の急傾斜地は豪雨の度に崩壊のおそれがあることから、以前より地域住民より対策要請がありました。これまで、県では崩壊のおそれのある区域について、対策事業の範囲及び対策工事法等に関する調査を進めてきたところであります。今後の対策事業の実施に先立ち、土地の所有者から急傾斜地法に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定及び対策工事施工の同意が必要となります。
(本対策工事は土地の所有者等に代わり工事を行うため、用地の取得はありません。)

②土砂災害警戒区域等指定
県では天久地区において土砂災害防止法に基づく基礎調査(地形調査等)を行ってまいりましたが、このたび土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定することになりました。
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定は、土砂災害のおそれのある区域をお知らせするものです。
なお、土砂災害特別警戒区域の指定は、土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、建築物の構造規制等が行われます。
※詳しい、土砂災害防止法(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)についてお知りになりたい方は、沖縄県海岸防災課のホームページをご覧ください。
<http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/kaibo/index.html>

急傾斜地崩壊危険区域に係る区域指定までの流れ



土砂災害警戒区域等に係る区域指定までの流れ



・土砂災害の予兆現象

1) 土石流

直 前	1～2時間前	2～3時間前
土臭いにおい 地鳴り 流水の急激な濁り 渓流水位激減*	溪流内で転石の音 流木発生	流水の異常な濁り

*「渓流水位の激減」は、降雨が継続しているにもかかわらず渓流水位が激減した場合、溪流の上流で山腹が崩壊し天然ダムが形成された可能性が大きいので切迫性が極めて高い。

2) がけ崩れ

直 前	1～2時間前	2～3時間前
湧水の停止 湧水の噴き出し 亀裂の発生 斜面のはらみだし 小石がぼろぼろ落下 地鳴り	小石がぼろぼろ落下 新たな湧水発生 湧水の濁り	湧水量の増加 表面流発生

注) がけ崩れについては上記の現象は時間を追って発生せず、一度に急激に発生する場合もある

※国土交通省のホームページより「土砂災害警戒避難に関わる前兆現象情報検討会(H18.3.31)」

●対象区域に関する問い合わせ

沖縄県土木建築部 南部土木事務所 計画調査班 TEL:098-869-1788

南部土木事務所ホームページ <http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/doboku-nan/index.html>

●説明会に関する問い合わせ

那覇市総務部 防災危機管理課

TEL:098-861-1102

天久（3）急傾斜地崩壊危険区域（案）

急傾斜地崩壊危険区域について

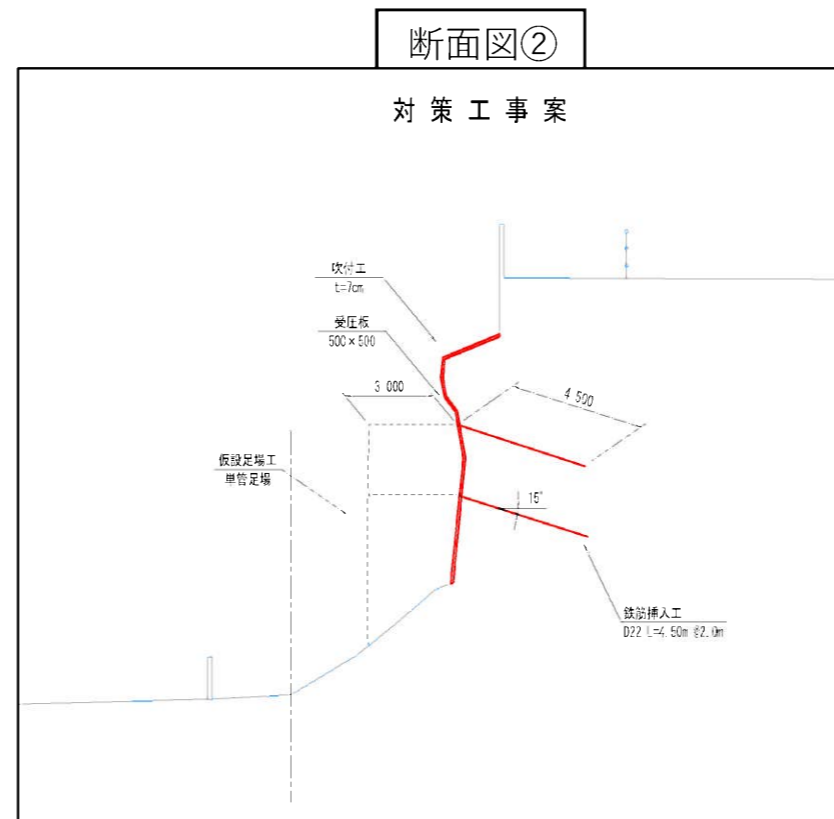
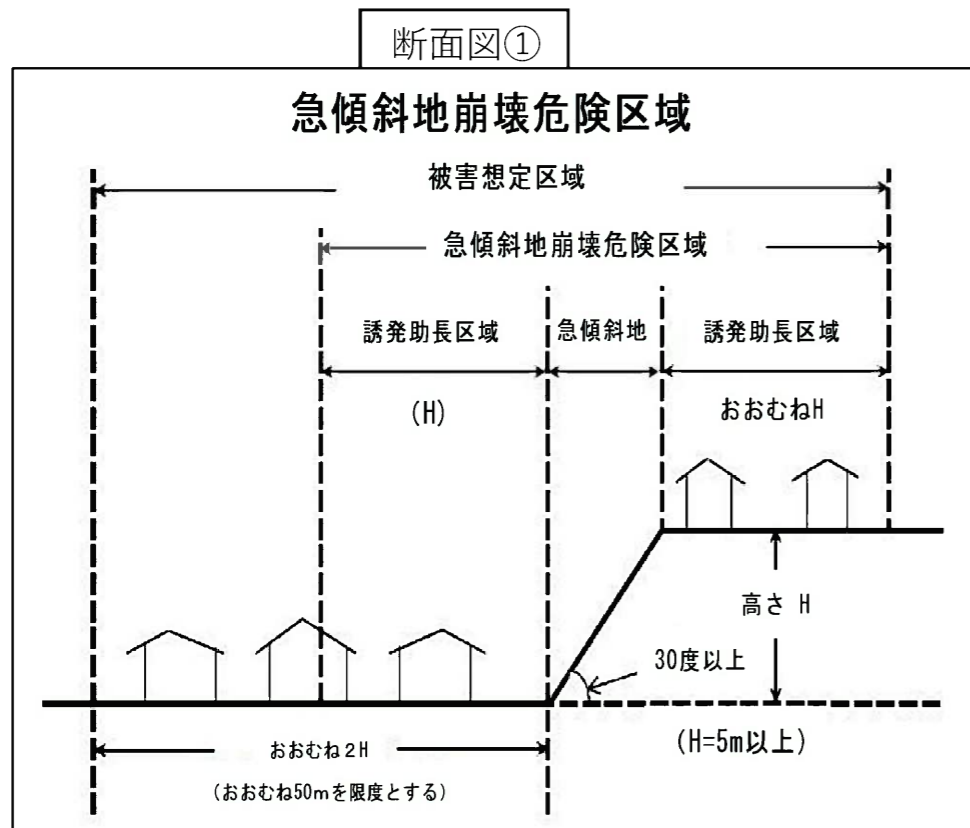
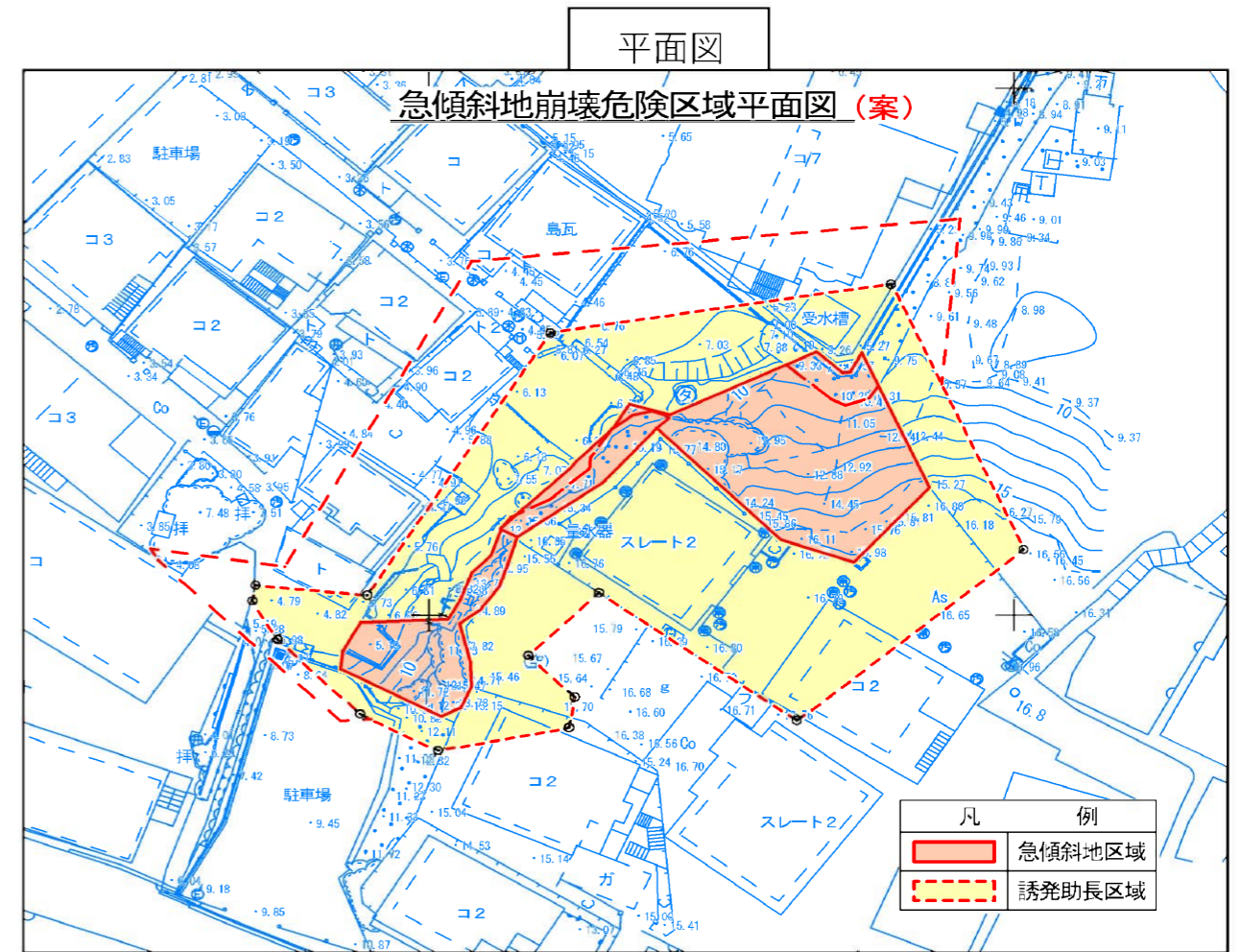
○急傾斜地法（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）とは
急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置を講じ、もって民生の安定と国土の保全とに資することを目的としています。

○急傾斜地崩壊危険区域とは
急傾斜地法第3条に基づき、以下の事項に該当するものについて指定されます。

- ①急傾斜地（傾斜度が30°以上）の高さが5メートル以上のもの。
- ②急傾斜地の上・下端から水平距離が斜面の高さ程度の区域
- ③急傾斜地の上・下端から斜面の高さの1/2程度の区域
- ④急傾斜地の崩壊により危害が生ずる恐れのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署、学校、病院、旅館等に危害が生ずる恐れのあるもの。

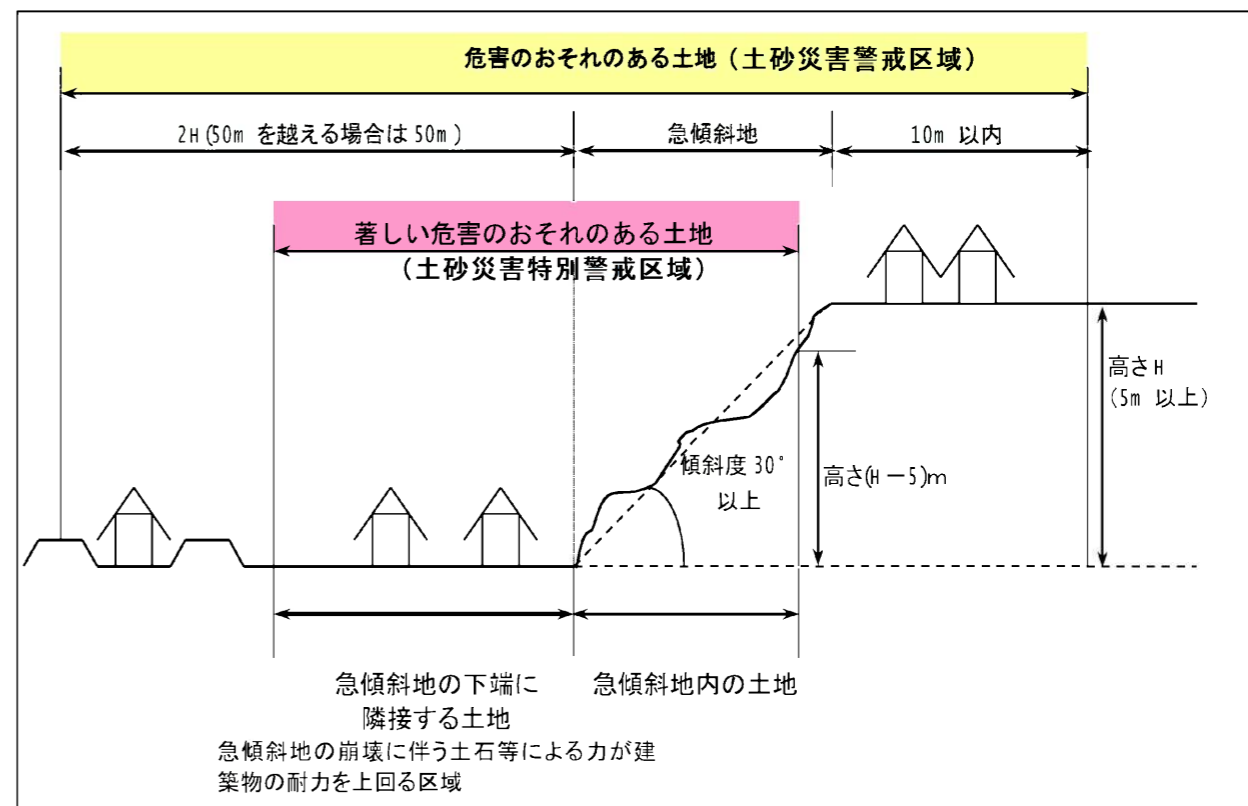
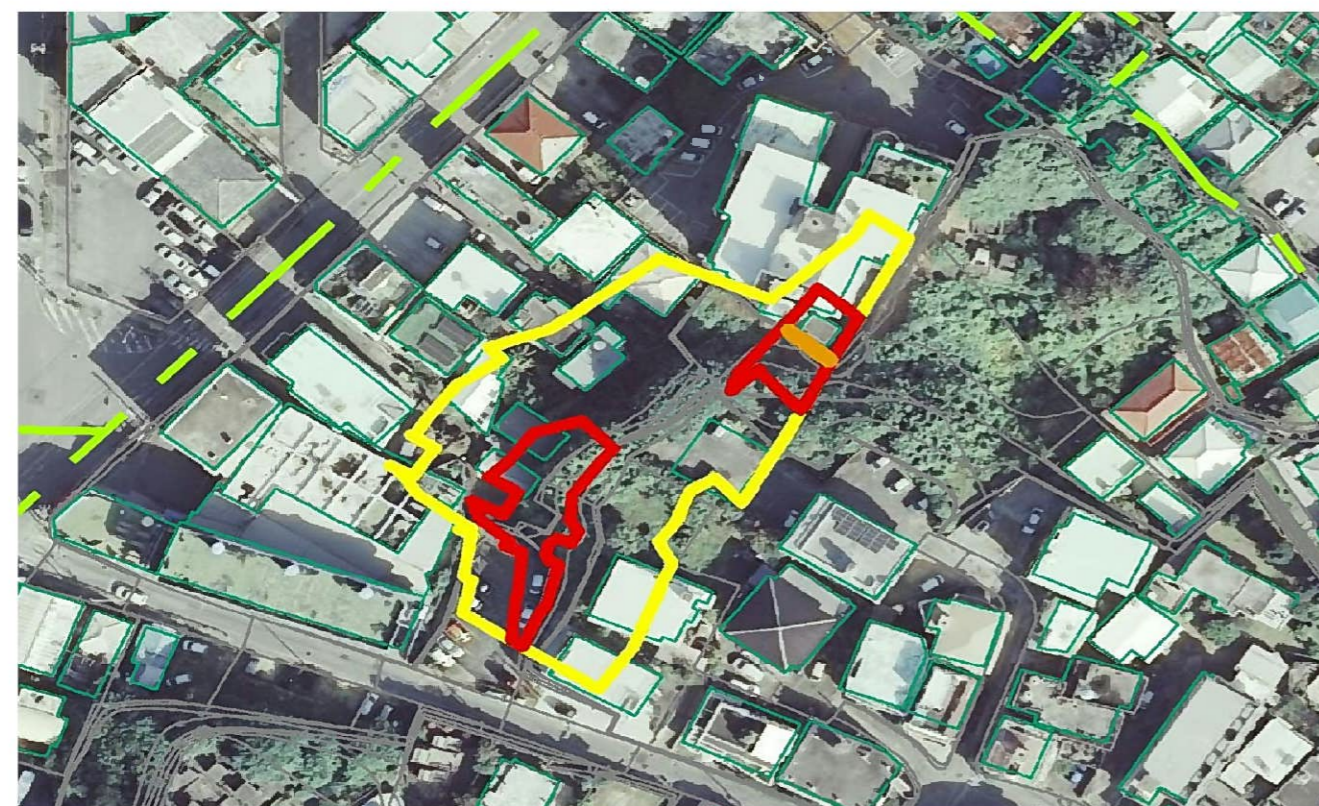
○急傾斜地崩壊危険区域に指定されると
急傾斜地法第7条に基づき、以下の事項に該当する行為は都道府県知事の許可が必要になります。

- ①水を放流し、又は停滞させる行為その他水の浸透を助長する行為
- ②ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造
- ③のり切、切土、掘削又は盛土
- ④立木竹の伐採
- ⑤木竹の滑下又は、地引による搬出
- ⑥土石の採取又は集積
- ⑦前記に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発する恐れのある行為で政令で定めるもの。



天久（3）土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（案）

急傾斜地



土砂災害防止法とは

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律



土砂災害（がけ崩れ、土石流、地滑り）から住民の生命を守るために、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行うもので、平成13年4月に施行されました。



基礎調査の実施

都道府県が、土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や地質、土地の利用状況などを調査します。

都道府県知事は、市町村長の意見を聞いた上で区域を指定します。

土砂災害警戒区域の指定

〈土砂災害のおそれがある区域〉

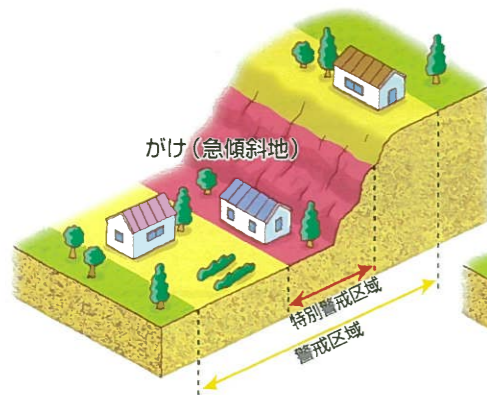
土砂災害特別警戒区域

〈建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域〉

こんな場所が
区域指定の
対象となります。

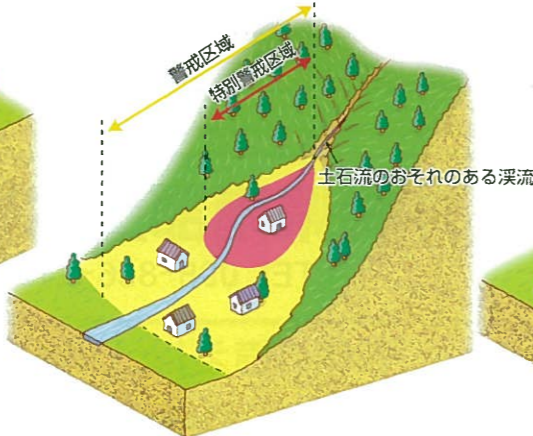
がけ崩れ

雨や雪どけ水、地震などの影響によって、急激に斜面が崩れ落ちる現象



土石流

山や川の石や土砂が、大雨などにより水と一緒に激しく流れ下る現象



地滑り

雨や雪どけ水が地下にしみこみ、断続的に斜面が滑り出す現象



「土砂災害防止法」で区域に指定されると…



土砂災害警戒区域では…

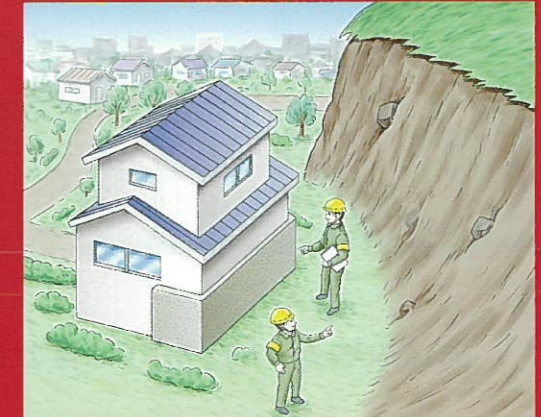
警戒避難体制の整備



土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。

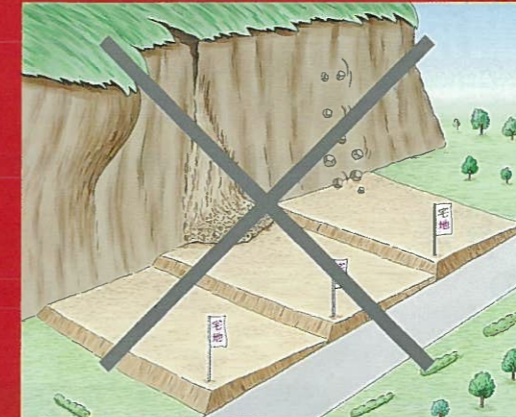
さらに土砂災害特別警戒区域では…

建築物の構造規制



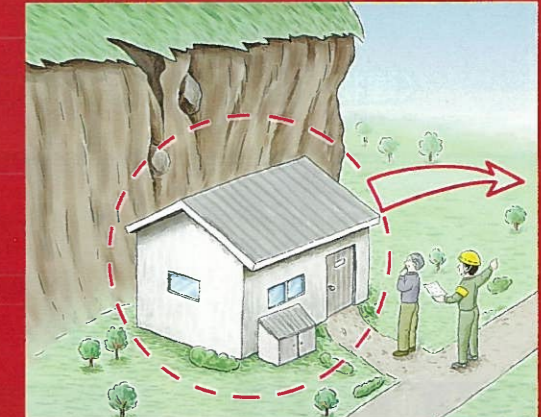
想定される衝撃に対し、建築物が安全であるかどうか建築確認がされます。

特定の開発行為に対する許可制



住宅宅地分譲や、老人ホーム、病院など災害弱者関連施設の建築を行う場合の開発行為には許可が必要です。

建築物の移転



著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。なお、移転される方には融資や資金の確保などの支援措置があります。

お問い合わせ先

沖縄県南部土木事務所 計画調査班
那覇市総務部 防災危機管理課

TEL 098-869-1788
TEL 098-861-1102

土砂災害から身を守るために、「日頃の備え」と「早めの避難」を心掛けましょう。

監修：国土交通省砂防部 発行：全国地すべりがけ崩れ対策協議会